

勅 章 審 査 票 の 作 成 要 領

1 使用様式

		使 用 様 式	
		初 葉	次 葉
春秋叙勲 高齢者叙勲	元 職 員	勅章審査票 (A)	勅章審査票 (A・C-2)
	民 間 人	勅章審査票 (B)	勅章審査票 (B・D・E-2)
死 亡 叙 勲	元 職 員	勅章審査票 (C)	勅章審査票 (A・C-2)
	民 間 人	勅章審査票 (D)	勅章審査票 (B・D・E-2)

(注) 次葉以上にわたる場合は、必ず「1／2」、「2／2」と記入する。

2 記載要領

(1) 基本項目

記 入 欄		記 載 例	注 意 事 項
年 次		令3春、令3秋、 令2.11 高齢者	叙勲発令の年次及び春秋の別を記入する。 高齢者叙勲は発令年月を記載
省 庁 等		財務省(国税庁)	
コ 一 ド		689	
通 し 番 号			記入しない。
死 亡 日		令和〇年〇月〇日(心不全)	死亡年月日と死亡原因を記入する。 推定死亡の場合の死亡原因は、死体検案書に記載されている死亡原因を記入する。
本 籍	左 側	埼玉県朝霞市	都道府県名から戸籍どおりに記入する。 コード欄(本籍)に記載されるコード番号に対応する部分を点線の左側に、それ以降の部分は点線の右側に記入する。
	右 側	大字溝沿1983番地の2	
コ ー ド (本籍)		11227	統計に用いる標準地域コード(総務省統計局のHPを参照)による都道府県及び市区町村のコードを記入する。
現 住 所	左 側	〒100-0013 東京都千代田区	履歴書に記載した現住所を都道府県名から略さずに記入する(履歴書の表記と一致させる。本籍地と同じ場合には、本籍地の表記と一致させる。)。 コード欄(現住所)に記載されるコード番号に対応する部分を点線の左側に、その以降の部分は点線の右側に記入する。
	右 側	霞が関3丁目1番1号	
コ ー ド (現住所)		13101	統計に用いる標準地域コード(総務省統計局のHPを参照)による都道府県及び市区町村のコードを記入する。
ふ り が な 氏 名	こくせい たろう 国 稅 太 郎		氏名は戸籍どおりに正確に記載する。 戸籍の氏名に外字が使用されている場合、外字部分は文字を「○」で囲む。
性 別	男		性別を記入する。

記入欄	記載例	注意事項
旧氏名等	大蔵 太郎 (昭○.○.○改姓)	改姓、文字訂正がある場合には、旧氏名及び改姓等を行った年月日を記入する。
ふりがな ペンネーム・ 芸名		ペンネーム・芸名等のある者は、芸名等を記入し、ふりがなを付ける。
勲章	昭15春 旭八 (戦時功労)	既存の勲章の種類とその発令年月日および功労名を記入する。 ※ 国税関係の功労名は「功労名」欄の記載例を参照。
褒章	平3秋 藍綬 (納税功績)	既存の褒章(紺綬を除く)の種類とその発令年月日および功績名等を記入する。 ※ 国税関係の功績名等はP10褒章審査票の作成要領「功績名等」の記載例を参照。
生年月日	昭和○年○月○日(○歳)	戸籍に記載されている生年月日を記入し、()内に叙勲発令日現在の年齢を記入する。 叙勲発令日は次のとおり。 ・春 叙 勲 : 4月29日 ・秋 叙 勲 : 11月3日 ・死 亡 叙 勲 : 死亡日 ・高齢者 叙 勲 : 誕生月の翌月1日 (1日生まれの者は誕生月)
出生地 (生存叙勲のみ)	宮城県仙台市	戸籍に記載されている出生地を記入する。 本籍と同じ場合にも略さず記入する。
主要経歴 (官職) ※元職員の場合	元 大蔵(財務)事務官(○○税務署長)	官職名を記入し、補職を()書きで記入する。 元職の場合は「元」、現職死亡の場合は「現」を付ける。 原則として、主要経歴は1年以上在職(現職死亡の場合は、6月以上在職)している官職とする。
主要経歴 ※民間の場合	現 (社) ○○県法人会 副会長	
	元 ○○県議会議員	下段については、原則として記載不要。 ただし、他分野の功績を有し、勲等計算上影響のある経歴については、下段に記入する。
コ一ド (主要経歴)	08又は51	「08」は国税職員 「51」は民間団体役員、企業の役員
功労名	納税功労	青色申告会、法人会、納税貯蓄組合、間税会
	税理士功労	税理士会
	酒類業振興功労	酒造組合、卸酒販組合、小売酒販組合
	税務行政事務功労	元職員

記入欄	記載例	注意事項
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 昭和〇年〇月 卒業	履歴書に記載した最終学校名（学部、学科名を併記。なお、編入の場合は学科名等の後に「（編入）」と記入）及び卒業又は中退の年月を記入し、「卒業」又は「中退」と記入する。
表彰歴	平24.10.26 財務大臣表彰 (納税功労)	審査上参考となる表彰名、表彰年月日及び事由を記入する。 原則として、大臣表彰以上を記載する。 元職員の在職時の表彰は記載不要。

(2) 「官職名等」欄（元職員）

項目	記載例	注意事項
兵役	兵役	退職して入隊、就職前の兵役 (兵役期間中に士官学校等へ入校している場合は、「〇等兵」等の官等を有していれば、通算可能。ただし、「予備学生（予備練習生、予備候補生を除く。）」の身分がある者については、官等を有していないなくても通算可能。)
	休職（文官分限令第11条第1項第4号）	文官分限令第11条第1項第4号による休職
	（記載しない）	文官のまま入隊している場合は、「官職名等」欄には記入せず、備考欄に兵役期間を記入する。
外地官署	台湾総督府	台湾、朝鮮、樺太など（月給であること、または恩給法上計算に含まれていることが条件）
外国政府	満州国	満州国、中華民国、蒙古など（月給であること、または恩給法上計算に含まれていることが条件）
外国特殊法人	南満洲鉄道	恩給法上認められている機関であること（算入の可否は個別に判断が必要）。 恩給法上、計算に含まれていれば属（正社員）として、それ以外は雇（月給であることが条件）として通算する。
雇、臨時雇、事務員、小使い、嘱託等の期間	臨時雇（月俸〇円） (昭21.5.14満18歳)	18歳以上で、給与が月給である期間を記載する。ただし、18歳未満であっても、月給の場合は記載する（18歳未満と18歳以上の2段書きにする。）。 なお、換算年月数について、18歳未満は換算しない。
	税務署雇（月俸〇円）	発令時の俸給を（ ）書きする。
	国税局雇（税〇一〇）	臨時雇等の期間が満18歳未満から継続している場合は俸給額は18歳に達した時点の俸給を記載し、さらに（ ）書きで満18歳に達した日を記入する。
	財務局雇（〇一〇）	

項目	記載例	注意事項
判任官期間 (指定官職未満)	税務署属 国税局属 大蔵事務官 (昭 41. 4. 1 税 3-10) (昭 47. 4. 1 税特 3-13)	全期間通算可能 年齢が、18歳未満であっても通算可能。 俸給の異動については、次の等級以上の発令について、等級が異動するごとに（ ）書きで発令年月日と級号俸を記入する。 等級の異動と同一日付で複数の号俸異動があつた場合は、最も高い号俸を記入する。 S23. 1. 1～S32. 3. 31 : 10級以上 税 8級以上 S32. 4. 1～S60. 6. 30 : 行(一) 4等級以上 税 3等級以上 S60. 7. 1～H18. 3. 31 : 行(一) 7級以上 税 7級以上 H18. 4. 1～ : 行(一) 5級以上 税 5級以上 (給与法改正による異動で、上記の等級からそれ以下の等級が発令された場合（例：S60. 6 に税 3等級だった者が S60. 7 に税 6等級を発令された場合）は、上記以下の等級についても記載する。)
高等官期間 (指定官職以上)	○○税務署副署長 ○○国税局○○部○○課長 ○○税務署長	官職名については、省略せずに記入する（履歴書と一致させること）。 ただし、「○○署（筆頭）○○副署長」のような場合の「（筆頭）」は記載しない。 機構改正により官職名に変更があった場合には、官職名ごとに記入する（「資産税課長」から「資産課税課長」への変更等）。 平 13. 1. 6 の組織改正による「大蔵事務官」から「財務事務官」への変更は（ ）書きで記入する。 俸給の異動については、等級が異動するごとに全て記入する（給与法改正による異動も含む）。 最終官職には、官職名の後に必ず官職の区分（3G、4G）を（ ）書きで記入する。
部付、課付の期間	○○国税局○○部付	原則として、判任官期間、高等官期間と同様に計算する。 ただし、病気休暇等により実際に勤務に従事していない場合は通算できない。
再任用期間	(原則、記載不要)	擬叙成立に影響するような場合には、庁に相談する。
民間企業への出向期間	○○株式会社○○部○○課長	民間企業への辞職出向期間は歴に通算する。

項目	記載例	注意事項
療養期間	療養	勤務年月数から減算する。
休職期間	休職	
指導区分 (A-1)	(記載不要)	本来、職務に従事していなかった期間は在職年月数に算入しないのが原則であるが、国税庁職員健康管理規定に基づく「健康管理指導区分」期間 (A-1)について、履歴書に記載しないことを要件として、在職年月数に算入する。
退職後の歴史	税理士 ○○税理士会 監事 ○○㈱ 取締役	

(3) 「職名等」欄 (民間人)

項目	記載例	注意事項
兵役	兵役	兵役期間があれば記入する。
生業	○○㈲ 社員 ㈱ ○○○ 取締役 ㈱ ○○○ 代表取締役 税理士	会社等の歴史については、会社ごとに社員及び役員別（取締役、常務取締役、専務取締役、代表取締役社長、代表取締役会長）に時系列に記入する。 表記は履歴書と一致させる。
関係民間団体	(社) ○○青色申告会連合会 理事 ----- (社) ○○県法人会連合会 副会長 ----- 日本税理士会連合会 理事 〃 副会長 ----- ○○県酒造組合 会長	下位団体から上部団体の順に記入し、団体の分野ごとに欄を1行空ける。 表記は履歴書と一致させる。 上欄に記載した団体と同じ団体の役職を記載する際は、団体名を「〃」または「同上」として記載を省略する。
その他の団体等	上記に準じて記載する	

(4) 「区分」欄

「主要経歴」欄に記入した経歴の該当する職の部分に○を記入する。

(注) 主要経歴は原則として在職年月数が1年以上ある役職とする。

(5) 「在職期間」欄

その職の始期及び終期を日付まで（不明な場合は年月まで）記入する。

現職者については、終期を「現在」と記入する。

(6) 「在職年月数」欄

- ① 半月単位で計算した在職年月数を記入する。
- ② 月の途中で就職又は離職した場合は、始期及び終期を次の日付とみなして計算する。

区分	始期（就職日）	終期（離職日）
15日以前に就職（離職）した場合	1日	15日
16日以降に就職（離職）した場合	16日	月の末日
日付が不明な場合	16日	15日

(注) 原則として直近の役職から在職年月数の計算における始期、終期を決定し、前後の役職と在職期間の重複がないように計算する。

ただし、主要経歴の役職の後、相談役等の役職が続く場合は、主要経歴の在職期間を多くとって計算する。

【参考】在職年月数の計算例

例	在職年月数		
昭 38. 5~40. 4 (昭 38. 5. 16~40. 4. 15 とみなして計算)	1	11	0
昭 40. 4~45. 5. 2 (昭 40. 4. 16~45. 4. 30 とみなして計算)	5	0	半
昭 45. 5. 3~47. 4. 26 (昭 45. 5. 1~47. 4. 15 とみなして計算)	1	11	半
昭 47. 4. 27~50. 4. 29 (昭 47. 4. 16~50. 4. 30 とみなして計算)	3	0	半

(7) 「計」欄（勲章審査票【元職員用】のみ）

判任官期間及び高等官期間（同一の換算率の期間）ごとの在職年月数の合計を記入する。

(8) 「率」欄（勲章審査票【元職員用】のみ）

叙勲対象者の最終官職に応じて次のとおり記入する。

- ① 最終官職が [] (3G官職、4G官職) の場合
 - ・雇、判任官期間 → 1/2
 - ・高等官期間 → 1/1
- ② 最終官職が①以上 (1G官職、2G官職) の場合
 - 判任官期間（雇を除く） → 1/4、
 - 高等官期間 (3G、4G) → 1/2
 - 高等官期間 (2G以上) → 1/1

(9) 「換算年月数」欄（勲章審査票【元職員用】のみ）

(7) の在職年月数計に(8)の率を乗じた年月（半月未満の端数がある場合は切り捨て）を記入する。

（注）高等官（3 G官職、4 G官職）及び高等官（2 G官職以上）の始期は、初めてそれぞれの該当する職名に就き、かつ、俸給の要件を満たした時点となる。

雇の在職期間が8年を超える場合には、雇の期間のうち、8年間は1／2換算、8年を超える期間は1／4換算とする。

休職（文官分限令第11条第1項第4号による休職を除く）、停職期間、病気休暇は在職年数から除算する。

減給処分を受けている場合は、換算年数から次の期間を減算する。

- ・減給2月以上・・・1年減算
- ・減給2月未満・・・6月減算

(10) 「会社の規模など」欄及び「団体の規模など」欄

① 会社の規模

候補者の生業における会社の規模等を記入する。

② 団体の規模

勲等格付けに影響した団体の規模等を記入する。

（注）「団体規模及び事業概況等調」の内容と一致させること。

(11) 「備考」欄

① 兵役がある場合は、その期間と戦時功労による前叙の有無を記入する。

「勲章」又は「位階」どちらかが発令されていれば、「前叙あり」となる。

兵役がない場合であっても、大正生まれの者は、兵役の有無の確認を求められる場合があるため、兵役及び前叙の有無を記載すること。

② 元職員の勲章審査票については、換算年月数の合計欄の隣に叙勲基準表の適用区分（1 G、2 G、3 G、4 G）を記入する。

③ 生業が酒類製造業の場合には、代表的な酒の銘柄を記入する。

④ P8別表に掲げる経歴を有する場合は、該当する記入事項を適宜記入する。

⑤ 組合活動により懲戒処分を受けた後、恩赦による将来的な免除がなされた場合、懲戒処分年月日、処分内容、恩赦年月日及び内容を記載する。また、事前協議書及び勤務成績証明書の添付が必要となる（別添栄典事務担当者メモ（記載例）を参照）。

⑥ その他審査上、特に考慮する必要があると思われる事項がある場合には、当該事項を記入する。

(12) 「申立」欄

① 元職員

当該対象者の主要経歴（最終官職）に基づき、別紙7-2「叙勲基準俸給職名一覧」の区分により、別紙4「叙勲基準表（公務員）」を適用し格付けした勲等を記入する。

（注）最終官職の在職年月数（暦によるものでなく、審査票に記載の年月）が、1年未満（現職死亡の場合は6月未満）の場合は、当該官職を基礎として勲等格付はできない。

② 民間人

功労の区分により各別紙3「叙位・叙勲基準表（民間）」を適用し格付けした勲等を記入する。

(注1) 複数の功績を有する場合は積み上げ計算により上位の勲等に決定される場合がある。ただし、当庁所管の分野同士（納税と税理士など）での積み上げ計算はできない。

(注2)

(注3)

(注4)

(別表)

区 分	記 入 事 項
国勢調査員	国勢調査従事回数
統計調査員	主な統計の種類、従事回数
行政相談委員	相談件数（全期間及び平均件数）
警察嘱託医	検案件数
調停委員 参与員 司法委員	取扱件数 (調停、参与、司法の各件数とその合計件数)
人権擁護委員	取扱件数（侵犯、相談、啓発の件数）
保護司	取扱件数（保護観察及び環境調整の件数）
幼稚園長	園児数、教員数
小・中・高等学校長	生徒数、教員数
短大・大学学長等	学部数、総合・単科の別、生徒数、教員数
学校医	学校数、生徒数
画家、書家等	作品の命題
病院長	病床数（過去10年間の年別病床数、診療科目）
へき地診療医	へき地度数、へき地診療従事年数
土地改良区理事長	耕地面積、受益面積、受益戸数
特定郵便局業務推進連絡会 特定郵便局業務推進連合会 地方特定郵便局長会 全国特定郵便局長会	会内局数
市・町・村長	在職当時の国勢調査の人口数
消防団員	在職当時の団員数及び過去10年の年平均団員数
消防吏員	在職当時の吏員数、人口数及び過去10年の年平均吏員数
二類分野該当者（上記に区分されている者を除く）	部下数、技術の難易度（特に高度、単純業務）